

5 6 0 3 特定輸出者制度の対象としない貨物

以下の貨物については、特定輸出者制度の対象としません。

- ① 輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物
- ② 輸出貿易管理令別表第 4 に掲げる国または地域（イラン、イラク及び北朝鮮）を仕向地として輸出される貨物であって、経済産業大臣の許可又は承認を必要とするもの
- ③ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第 6 条 1a に規定する輸出される資材、需品又は装備

（関税法第 6 7 条の 3、関税法施行令第 5 9 条の 8）